

令和7年度

第8回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、真下治彦君、4番、飯塚綾子君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座で失礼いたします。議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和7年11月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任。

小板橋主任 それでは、農用地利用集積等促進計画について、ご説明いたします。

別紙でお配りしている一覧表をご覧ください。

一覧表にある1番目の計画からご説明いたします。

農地の所在は、榛東村大字長岡字反田564番1外4筆。面積は計3,959平米です。権利の種類は賃貸借。利用目的は水田利用です。所有者は前橋市の方で、期間は令和8

年1月1日から5年間の令和12年12月31日。耕作者は長岡の方です。なお地域計画区域外の農地となります。また、こちらの計画は、中間管理契約としては新規となるので新規として上げさせていただいておりますが、旧制度の利用権設定からの更新の計画となります。

続いて、2件目の計画です。こちらでも中間管理契約としては新規ですが、旧制度の利用権設定からの更新となります。

農地の所在は榛東村大字山子田字冠海戸2131番。現況地目、畑。面積は1,942平米です。権利の種類は賃貸借、利用目的は畑となります。所有者は伊勢崎市の方で、契約期間は令和8年1月1日から5年間の令和12年12月31日、耕作者は昭和村の方です。なお、地域計画外の農地となります。

続いて、3件目の計画です。こちらは新規の契約となります。

農地の所在は榛東村大字広馬場字上サ2662番1。現況地目、畑。面積1,266平米です。権利の種類は使用貸借で利用目的は樹園地です。所有者の方は広馬場の方で、契約期間は令和8年1月1日から5年間の令和12年12月31日です。耕作者は広馬場の方で地域計画内の農地となります。

続いて、5件目の計画です。こちらでも新規の契約となります。

農地の所在は榛東村大字広馬場字上サ2654番3。現況地目、畑。面積1,086平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は農業用施設です。所有者の方は広馬場の方で、契約期間は令和8年1月1日から10年間の令和17年12月31日まで。耕作者は広馬場の方です。こちらは地域計画内の農地となります。

続いて、6件目の計画です。こちらでも新規の契約となります。

農地の所在は榛東村大字広馬場字上サ2779番。現況地目は畑。面積は1,798平米です。権利の種類は使用貸借権で、利用目的は畑です。所有者は広馬場の方で、契約期間は令和8年1月1日から10年間の令和17年12月31日まで、耕作者の方は広馬場の方です。こちらは地域計画内の農地となります。

続いて、7件目の計画です。こちらでも新規の契約となります。

農地の所在は榛東村大字広馬場字上サ2757番1。現況地目畑外1筆です。面積は計3,366平米となります。権利の種類は使用貸借権で、利用目的は畑です。所有者の方は前橋市の方で、契約期間は令和8年1月1日から10年間の令和17年12月31日まで。工作者の方は広馬場の方です。こちらは地域計画内の農地となります。

続いての8番目、9番目の計画につきましては、更新するとのことで話を進めておりましたが、先日、所有者側から契約の更新はしないとの話がありましたので、今回取下げをさせていただきます。

続いて、借り手の営農状況についてご説明いたしますので、議案書の4ページをご覧ください。4ページの下半分あたりから記載のある借り手の営農状況についてご説明いたします。

1人目の方は63歳の方で、農業従事日数は年275日です。現在耕作している農地の面積は約5ヘクタール、主たる経営作物は水稲と白小豆です。主な農機具の保有状況については、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台となります。

続いて、議案書の6ページをご覧ください。

続いての2人目の方については、年齢が38歳。農業従事日数は年300日。現在耕作している農地の面積は約20ヘクタール。主たる経営作物はこんにゃくと大和芋です。主な農機具の保有状況については、トラクターを6台、動力噴霧器3台、管理機1台、軽トラック2台となります。

続いて、議案書の8ページをご覧ください。

3人目の耕作者の方です。農協従事日数は年300日。現在耕作している農地の面積は3,000平米。主たる経営作物はブドウです。主な農機具の保有状況につきましては、軽トラを1台、乗用草刈機を1台、ステレオプレイヤーを1台となります。

続いて、議案書の13ページをご覧ください。

続いてが農地所有適格法人となりますので様式が異なっています。こちらの法人につきましても、耕作している農地の面積が約14.6ヘクタール。主たる経営作物はイチゴ、枝豆、ネギです。主な農機具の所有状況につきましては、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック3台、ネギ掘り取り機1台、枝豆苗移植機1台、枝豆選別機1台です。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山でございます。

ちょっと1点教えていただければありがたいんですけども、一覧表の5番の案件で、広馬場の法人の方が農業施設を借りて一応営農するというような形になるんですけども、具体的にこの農業用施設がハウスで、例えば育苗をするんだか、何をするんだがな、その辺が分かったら教えていただければありがたいんですけど。

議長 事務局。

小板橋主任 5件目の計画の農業用施設につきましては、こちらが元牛舎の場所になりまして、こちらの法人の農機具を保管する倉庫として利用する予定となっております。

以上です。

議長 ほかには質疑ございませんか。

推進委員 1 番、岩田悦夫君。

岩田委員 権利の種類で使用貸借権と賃貸借というのは、ここはお金のやり取りがあるかないかの違いということと言葉を使い分けるということなんですかね。

議長 事務局。

小坂橋主任 権利の種類につきまして使用貸借権というものは賃料が発生せず、無償でその農地をお借りして使用していただく権利の種類となります。

賃貸借につきましては賃料を現金や物納などでお支払いしていただくものになりまして、現金で年間何円であったり、年間米で何キログラムであったり、そういった賃料を所有者の方に対してお支払いして借りていただくものとなります。

以上です。

議長 長 推進委員、岩田悦夫君。

岩田委員 いろいろとすみません。よく分かってないので、お聞きしたいんですけど、無償で借りたというのがあるかと思うんですが、その時に例えば耕作していればお金が発生してますのでしないわけにいかないというのが、いろいろあるんですけど、借りるとして、例えば何もなくて、草が生えちゃったよっていう状態が継続されるようなことがあった時に、そういう草刈りはしてくださいみたいなことは付随して、貸し借りのときに成立するものなんですかね。

議長 事務局。

小坂橋主任 そちらにつきましては、あくまで耕作者と、貸し手と借り手の条件として話し合いがあって決めていただいているところです。

なので、貸し手の方から草刈りもお願いしたいという話が実際にあって、受けていただいている借り手の方も実際にはいらっしやいます。

以上です。

議長 長 暫時休憩。

(休憩 午前 10 時 17 分)

(再開 午前 10 時 23 分)

議長 長 では、審議入ります。

ほかには質問ありますか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なければ質疑なしとして、採決に移ります。

議案第 1 号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

---

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 令和8年度榛東村農政施策に関する意見書についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号について説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

議案第2号 令和8年度榛東村施策施策に関する意見書について。

令和8年度農政施策に関する意見書の決定について意見を求める。

令和7年11月10日提出、榛東村農業委員会会長と、19、20ページが意見書となります。

例年、農業委員会から榛東村長宛に、次年度の農政施策の意見書を提出しております。先月の定例会において、委員の皆様の意見を伺い、内容について追加、削除などの確認を行ったところでございますが、そのほか追加で意見や改正点等についてお諮りいたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。意見ないですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号 令和8年度榛東村農政施策に関する意見書については原案のとおり決定することとします。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし

ます。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書21ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字立畦2418番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積1,471平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地113.3アール。借受地55.4アール。申請事由は、現在譲受人にオリーブ畑として貸与しており、譲り受けたいとの要望があったため譲り渡すものでございます。譲受人は広馬場の方、経営面積は自作地30.1アール、借受地60.5アール。申請事由は現在申請地を借り受け、オリーブ畑として使用していることから譲り受けて利用したいとのことです。

議案書22ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する農地法第3条の調査書を添付しております。

以上で議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚です。

議案第3号、番号1につきまして、現地確認調書は2ページから3ページ、高崎渋川バイパス立畦の信号を北に50メートルほど行ったところの左側で、渋川バイパスと村道に挟まれた場所です。オリーブが植えてある畑をそのまま譲りたい、譲り受けたいとのことで特に問題ないと思われませんが、慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

意見はありますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第3号、番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書21ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第3号、番号1、函面番号1と共通でございます。農地の所在は大字新井字立畦2419番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は326平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地23.4アール。申請事由は現在譲受人にオリーブ畑として貸与しており、譲り受けたいとの要望があったため、譲り渡すものでございます。譲受人については、議案第3号、番号1で説明したとおりでございます。

議案書22ページをご覧ください。

議案第3号番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

議案第3号番号2と書類については共通でございます。

以上で説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚です。

番号2につきましては、先ほどの番号1のすぐ隣りでありまして、譲渡人は1と2と違うんですけれども、譲受人は同じ人でありますので、問題ないと思われませんが、慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可といたします。

---

#### ◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書23ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2246番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は385平米。申請人は広馬場の方、転用目的は一般住宅用地、施設等は一般住宅96.05平米。転用理由は、申請地の隣地に居住しているが、子がそこに住むこととなったため、申請地に自己用住宅を建築し、そこで暮らしたいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地です。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

ただいまありました議案第4号、番号1について、事務局長の説明どおりですが、若干地元委員として補足説明させていただきます。

現地確認調書は5ページからになります。場所につきましては、井戸尻の信号を東に100メートルぐらい下がりましたの左側です。この案件は8月に同じ4条であった土地の隣になります。

周りは西側、北側が村道、南が宅地、東側も宅地、周りに農地に面しているところはありませんので、雨水は自然浸透、周りの農地に影響を与えることはないと思われまますので、地元委員といたしましては許可相当と思われまます。

審議のほう、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1は原案のとおり許可といたします。以上、議案第4号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

---

◎議案第5号並びに議案第6号

議長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題とします。

なお、本議案は、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1と関連がありますので、議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1について、一括の事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第5号、番号1について説明申し上げます。

議案書24ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第5号、番号1、図面番号1、農地の所在は大字新井字立畦2377番1外1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は351平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は渋川市の方、譲受人は高崎市の方。転用目的は一般住宅用地、施設等については一般住宅88.60平米。計画どおり事業を遂行できない理由については、自己用住宅を建築する予定で本地を購入したが、仕事の都合等の理由により現住所地において自己用住宅を建築したことにより当初の住宅建築計画が白紙となったためとのこととございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。昭和58年3月16日付5条許可となっております。

当初許可の目的は一般住宅建設用地でございました。

次に、関連する議案第6号、番号1について説明申し上げます。

議案書は25ページ、現地調書は11ページからとなります。

議案第6号、番号1、図面番号1、農地の所在、地目、面積、権利、譲渡人、譲受人、転用目的、施設等については議案第5号、番号1で説明したとおりでございます。

転用理由、譲受人は現在借り家住まいをしているが手狭となり、自己用住宅を建築したく適地を探していたところ、譲渡人の了解が得られたため、住宅を建築したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのこととございます。

備考ですが、議案第5号、番号1で説明したとおりでございます。

以上で、議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 議案第5号の1番と議案6号、番号1につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、地元委員として一言申し上げます。

現地確認調書は9ページ、11ページから13ページ、現地は高崎渋川バイパス立畦の信号を西へ200メートルほど行ったところの右手の奥になります。

西側は村道となりますが、ほかは東西南北、一般住宅に囲まれております。

昭和58年にも、許可となっておりますので、隣接する農地はありませんので、許可相当と思われませんが、慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

推進委員3番、湯浅幸弘君。

湯浅委員 推進委員3番、湯浅ですが、この事業計画の変更ですが、最初、この事業のこの5条の許可申請があったわけですね。これをいつ申請されたのか。

議長 書いてある。

湯浅委員 失礼しました。これがそうなのか。

申し訳ありません。分かりました。すみませんでした。

議長 いいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第5号、番号1並びに議案第6号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第6号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第6号、番号2について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第6号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字長谷津2611番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は403平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方、譲受人は吉岡町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅137.89平米。転用理由、譲受人は現在借り家に居住しており、以前から住宅を建築しようとして土地を探していたところ、申請地を譲り受けられることとなったため、住宅を建築したいと

のことで、譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地です。

以上で、議案第6号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第6号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

議案第6号、番号2について説明があったとおりなんですが、地元の委員として補足説明をさせていただきます。

現地は前橋南新井線の笹熊の信号を自衛隊方向に今300メートルぐらい上った右側になります。東側に住宅、南側は県道に沿っておりまして、歩道の前、北側、西側は農地ですが、問題ないと思われま。

下水は下水管に接続、雨水は自然浸透ですね。心配なのは逆に北側が傾斜が強いものですから、この辺の雨水が、これは遮断するとは思いますが、この宅地になる場所よりも、その農地のほうがちょっと心配だと思われまますが、別に、ほとんど問題ないと思われま。

ご審議していただいて、許可相当と思われまますが、ご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第6号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第6号、番号2は原案のとおり許可相当といたしま。

以上、議案第6号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付しま。

次に、議案第6号、番号3について、事務局長の説明を求めま。

事務局長。

事務局長 それでは議案第6号、番号3について説明申し上げます。

議案書25ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

議案第6号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字八ノ海道1299番外1筆。地目は登記簿、現況ともに田。合計面積は978平米。権利は所有権移転、売買。譲渡

人は高崎市の方、譲受人は東京都の合同会社。転用目的は太陽光発電施設用地。施設等は太陽光パネル156枚。転用理由、譲受人は、再生可能エネルギーの必要性和需要性を基に売電事業の拡大を図り、発電所増設に取り組んでいることから、申請地において発電所を建設し、太陽光発電事業を行いたいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのこととございます。

備考ですが、用途指定地域、農地区分は3種農地。

以上で、議案第6号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第6号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 7番農業委員の一倉です。

ただいま、事務局長より説明がありました議案第6号の3の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書においては17から19ページになります。

場所的には、広馬場の八ノ海道の信号西に会社があるんですけど、その北側というか裏手側になります。付近の状況を申し上げますと、申請地の北側には畑、南側には自宅があります。また、両方とも石垣というか、擁壁があります。また、西側には水路があり、雨水においては敷地内自然浸透を計画しており、隣接する農地には影響がないと思われま

私としましても問題がないと思われま

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 5番星野です。

これは榛東村で起こった発生じゃありませんけれども、うちの近隣の吉岡で、太陽光を申請するに当たりまして許可になったんですけども、近隣の住民が反対をしました。それで一応計画がなくなっちゃったんですよ。

所有者が頭にきちゃって、雑草をやりたい放題でやってるものですから、こういう太陽光の場合、今後は、近隣の許可が下りるかどうかということ

議長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前10時53分)

議長 ほか意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第6号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第6号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第6号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

11時10分から開始とします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時08分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時50分)